

防火対象物の違反状況の公表に係る事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊中市火災予防条例（昭和37年条例第16号。以下「条例」という。）第47条の4、豊中市火災予防条例施行規則（昭和37年規則第24号。以下「規則」という。）第12条及び第13条、豊中市査察規程（平成22年消防長訓令第3号。以下「規程」という。）第16条の2の規定に基づき防火対象物の違反公表（以下「公表」という。）に係る事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(公表対象となる違反の報告)

第2条 査察員は、立入検査において、公表の対象となる違反を認めた場合は、直ちに上司に報告し、豊中市査察規程事務処理要綱（平成22年4月1日豊消予第13号予防課長通知）の規定に基づく事務を進めるとともに、公表調査報告書（様式第1号）を作成し、消防署長（以下「署長」という。）に報告するものとする。

2 署長は、前項に規定する報告を受けた後、速やかに公表該当違反報告書（様式第2号）を作成し、消防長に報告するものとする。

(公表の予告)

第3条 署長は、防火対象物の関係者に対し規程第16条に規定する指示書（様式第4号）を交付するものとし、規則第13条第1項に規定する「立入検査の結果を通知した日」の起算日については、指示書を交付した日とする。

(公表の通知)

第4条 消防長は、第2条第2項に規定する公表該当違反報告書の内容を確認し、公表の必要があると認めた場合は、速やかに公表通知書（様式第3号）を作成し、

署長に送付するものとする。

- 2 署長は前項の公表通知書を受領したときは、公表予定日の7日前までに防火対象物の関係者に対し手交するものとする。ただし、関係者に手交できない場合は、関係者と相当の関係のある者を経由して行うことができるものとする。
- 3 前項の手交に際しては、受領書（様式第4号）に受領年月日の記入及び受領者の署名又は記名押印させるものとする。
- 4 署長は、関係者が遠方等により、第2項に定める手交が困難な場合は、電話連絡等により、公表関係者に公表通知書の記載内容を説明した後、郵送するものとする。

（是正確認時の措置）

第5条 署長は、公表の対象となる違反が是正されたと認められる場合は、速やかに公表該当違反是正報告書（様式第5号）を作成し、消防長に報告するものとする。

- 2 消防長は、前項の報告書の内容を確認し、公表の必要がないと認めた場合は、公表を取りやめるものとする。

（公表方法）

第6条 規則第13条第1項に規定する市のホームページへの掲載する方法は、違反對象物一覧表（様式第6号）により行うものとする。

- 2 インターネットを利用できない方から閲覧の要請又は電話での問合せがあるときは、要請時点での違反對象物一覧表を閲覧させる又は口頭で伝達するものとする。
- 3 市のホームページ上への掲載等に係る事務については、公表違反該当報告書及び公表該当違反是正報告書

の報告に基づき消防局予防課で行うものとする。その他、公表手続きに関する事務については、報告書以外にも必要に応じ、適宜各署と連携を図り情報共有に努めるものとする。

附 則（平成28年3月31日豊消予第210号消防長通知）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月5日豊消予第148号消防長通知）

この要綱は、平成28年12月5日から施行する。

附 則（平成31年4月16日豊消予第32号消防長通知）

この要綱は、通知の日から施行する。

様式第1号

公表調査報告書

年 月 日

消 防 署 長 様

消防署
(階級) ○○ ○○

公表調査報告書

| | | | | |
|--------------|---|--------|------------|--------|
| 対象物番号 | | | | |
| 防火対象物の名称・所在地 | 名称 | (フリガナ) | | |
| | 所在地 | (フリガナ) | | |
| 防火対象物の状況 | 用途 | 構造 | 階層 | 規模 |
| | | | | 建 延 |
| 公表該当違反に関する事項 | <input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備 <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備 | | | |
| 公表該当違反に関する状況 | | | | |
| 立入検査 | 立入検査実施日 | 指示書交付日 | 前回の立入検査実施日 | |
| | | | | |
| 公表 | 公表通知書交付予定日 | | 公表予定日 | |
| | | | | |
| 備考 | | | | |

注 該当する□にはレ点を記入すること

様式第2号

豊消 第 号
年 月 日

消 防 長 様

消 防 署 長

公表該当違反報告書

| | | | | |
|--------------|---|--------|------------|--------|
| 対象物番号 | | | | |
| 防火対象物の名称・所在地 | 名称 | (フリガナ) | | |
| | 所在地 | (フリガナ) | | |
| 防火対象物の状況 | 用途 | 構造 | 階層 | 規模 |
| | | | | 建 延 |
| 公表該当違反に関する事項 | <input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備 <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備 | | | |
| 公表該当違反に関する部分 | | | | |
| 立入検査 | 立入検査実施日 | 指示書交付日 | 前回の立入検査実施日 | |
| | | | | |
| 公表 | 公表通知書交付予定日 | | 公表予定日 | |
| | | | | |
| 備考 | | | | |

注 該当する□にはレ点を記入すること

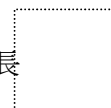
様式第3号

公表通知書

豊消予第 号
年 月 日

様

豊中市消防長



あなたの所有・管理・占有する防火対象物に関し、 年 月 日に立入検査の結果を通知した不備事項（豊中市火災予防条例施行規則第12条第2項）のうち、現に違反が認められるものについて豊中市火災予防条例第47条の4第1項の規定により下記のとおり公表しますので、同条第2項の規定により通知します。

記

1 公表する事項

| | | |
|-------|-----|--|
| 防火対象物 | 名称 | |
| | 所在地 | |
| 違反の内容 | | |

2 公表の方法

- (1) 市のホームページへの掲載
- (2) 消防署での閲覧及び電話での回答（インターネット利用不可の方）

3 公表予定日

年 月 日

備考

前1の法令違反の内容を是正した場合は、立入検査を行った 消防署（ ）へ連絡してください。本通知書の内容については、下記の間合せ先までご連絡ください。なお、公表日前に違反の是正を確認したときは、当該違反事実については、公表しません。また、既に公表している場合は、当該違反の情報を削除します。

(間合せ先) 住所
担当
電話

様式第4号

年 月 日

豊中市消防長 様

住所

氏名

印

受 領 書

年 月 日付け豊消予第 号の公表通知書を確かに受領しました。

様式第5号

豊消 第 号
年 月 日

消 防 長 様

消 防 署 長

公表該当違反是正報告書

| | | | |
|---------|---|---------|--|
| 対象物番号 | | | |
| 防火対象物 | 名 称 | | |
| | 所 在 地 | | |
| 違反の是正内容 | 是 正 事 項 | 是 正 部 分 | |
| | <input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備 <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備 | | |
| 是正確認年月日 | 年 月 日 | | |
| 備 考 | | | |

注 該当する□にはレ点を記入すること

